２　前項の規定の適用がある場合における法人税法その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の三の四第一項中「から第五十七条の五まで」を「、第五十七条の五」に改める。

第六十八条の四中「第四章第二節の二」を「第二章第三節第三款」に改める。

第六十八条の五中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十九条の五第一項中「の価額」の下に「（当該選択特定計画山林が同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける贈与により取得したものである場合には、当該価額から同法第二十一条の十一の二第一項の規定（第七十条の三の二第一項の規定を含む。）による控除をした残額）」を加える。

第七十条の二第六項中「第三十六条の」を「第三十七条の」に改め、同項第五号中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第七十条の二の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項第一号イ中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第六項中「第十四項第五号」を「第十六項第五号」に改め、同条第九項中「及び第二十一項」を「、第十五項第一号及び第二十三項」に改め、同条第十項中「第十二項第三号」を「第十二項第一号及び第三号」に改め、同条第十二項中「この項、次項及び第十八項第三号」を「この条」に改め、同項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、その届出を受けた取扱金融機関の営業所等は、当該贈与者が死亡した日及び同日における非課税拠出額から教育資金支出額（第二十一項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号ロに掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。第十七項及び第十八項において同じ。）を控除した残額として政令で定める金額（以下この項及び第十七項において「管理残額」という。）を記録しなければならない。

第七十条の二の二第十二項第二号中「当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資金支出額（第十九項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号ロに掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。第十五項及び第十六項において同じ。）を控除した残額として政令で定める金額（以下この項及び第十五項において「」及び「」という。）」を削り、「次号及び同項」を「第十七項」に改め、同項第三号中「により相続により取得したものとみなされた」を「の適用があつたことを知つた場合には、その適用に係る」に改め、「及び当該贈与者が死亡した日」を削り、同条第十三項中「限る」の下に「。第十五項において「二十三歳未満である場合等」という」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該贈与者から相続又は遺贈（当該贈与者からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により財産を取得した全ての者に係る前項第二号の規定の適用がないものとした場合における相続税の課税価格の合計額（次項、第十五項第一号及び第二十項第四号において「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」という。）が五億円を超えるときは、この限りでない。

第七十条の二の二第十三項第三号中「次項」を「第十六項」に改め、同条第二十五項中「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第二十一項及び第二十二項」を「第二十三項及び第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十四項」を「第十六項」に、「、第十三項、第十五項及び第十六項」を「から第十五項まで、第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「同項第一号」の下に「又は第四号」を、「記録」の下に「（第十二項第三号の規定による記録を含む。）」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項に次の一号を加える。

四　当該受贈者の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が、国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正若しくは同法第二十五条の規定による決定又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出により五億円を超えることとなること又は五億円以下となること。

第七十条の二の二第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十一項及び第二十二項」を「第二十三項及び第二十四項」に、「第十四項第四号」を「第十六項第四号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十四項第四号」を「第十六項第四号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の前項各号（第四号を除く。）に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する」を「次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の前項各号（第四号を除く。）に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

二　第七十条の二の五の規定の適用については、当該残額は、同条第三項に規定する一般贈与財産とみなす。

第七十条の二の二第十五項を同条第十七項とし、同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14　前項ただし書の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額は、国税通則法第七十条第一項若しくは第三項又は相続税法第三十六条の規定により国税通則法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等をすることができないこととなる日前に相続税額の計算の基礎となつた財産の価額及び債務の金額を基準として計算するものとする。

15　第十三項の受贈者が二十三歳未満である場合等に該当した場合において、同項の贈与者の死亡に係る相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書の提出期限を経過したときは、次に定めるところによる。

一　当該受贈者は、速やかに、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が五億円を超えるかどうかを確認するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの（電磁的記録を含む。以下この項において「確認書類等」という。）を取扱金融機関の営業所等に提出又は提供をしなければならない。

二　前号の取扱金融機関の営業所等は、同号の確認書類等に記載又は記録がされた事項に基づき、第十二項第二号の規定の適用を受けた者について、同項第三号の規定による記録をしなければならない。

三　第一号の取扱金融機関の営業所等は、財務省令で定めるところにより、同号の確認書類等を保存しなければならない。

第七十条の二の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「当該残額については、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の前項第一号又は第三号に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する」を「次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該残額については、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の前項第一号又は第三号に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

二　第七十条の二の五の規定の適用については、当該残額は、同条第三項に規定する一般贈与財産とみなす。

第七十条の三第六項中「第三十六条の」を「第三十七条の」に改め、同項第四号中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の特例）

第七十条の三の二　令和六年一月一日以後に相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者（第三項において「相続時精算課税適用者」という。）がその年中において同条第五項に規定する特定贈与者（第三項において「特定贈与者」という。）からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、同法第二十一条の十一の二第一項の規定にかかわらず、贈与税の課税価格から百十万円を控除する。